

議案第38号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年5月11日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

職員の勤勉手当の額の算定方法を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項各号列記以外の部分中「次条において同じ。」を削る。

第17条第1項中「対し，」を「対し，基準日以前における直近のその者の人事評価の結果及び」に，「勤務成績」を「勤務の状況」に改め，同条第2項前段中「給与月額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当（この場合にあつては，扶養手当を除く。）の月額の合計額」に改め，同条第3項各号列記以外の部分中「給与月額」とあるのは，「給与月額」を「合計額」とあるのは「合計額」に，「地域手当」を「地域手当（この場合にあつては，給料の特別調整額及び扶養手当を除く。）」に，「得た額」を「得た額（以下「職務加算額」という。）」に，「とする」を「と，「給与月額」とあるのは「給与月額に，職務加算額を加算した額」とする」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。